王塚装飾古墳館 マスコットキャラクター
未来ちゃん

【役場開庁日】月曜日 ～ 金曜日
（土曜日・日曜日、祝日、年末年始は閉庁）
【役場開庁時間】8時30分 ～17時15分
（木曜日は19時まで一部の窓口が延長）
【町ホームページ】
http://www.town.keisen.fukuoka.jp/

【お詫びと訂正】
広報けいせん４月号13ページの下記の記事に
誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

■健康増進・介護予防サークル
01 リズム体操及び太極拳　の欄内

誤		正
教室名 01 リズム体操及び太極拳	⇒	01 初級太極拳教室
誤		正
連絡先 080-1733-2063	⇒	080-1722-2063

【その他イベント等開催状況の確認について】

今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染状況や国・県の方針等により、適宜イベント等の延期・中止などを行う可能性があります。変更のあったイベント等については、桂川町のＨＰに掲載いたしますので、ご確認ください。また、各イベント等の詳細については、担当係にお問い合わせください。

各種イベント等の開催状況の確認方法について

▶桂川町ホームページトップページを開きます
HP http://www.town.keisen.fukuoka.jp/
「重要なお知らせ（新型コロナウイルス関連）」に変更のあったイベント等は掲載されます。

手当金

傷病手当金支給について

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

問 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間について】**令和４年６月30日まで**

【傷病手当金の対象となる方】

次の４つの要件をすべて満たす方。

①給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること

②新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと

③３日間連続して仕事を休み、４日目以降も休んだ日があること

④給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること